

平成 30 年度第 2 回三浦市景観審議会 議事録

1 日 時 平成 31 年 3 月 19 日（火） 午後 2 時 00 分から午後 4 時まで

2 場 所 三浦市役所 第 2 分館 第 2 会合室

3 議 題

(1) 平成 30 年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について

4 報告事項

(1) 三浦市景観重要公共施設の指定に向けた取組み状況について

(2) その他

5 出席者

(1) 委 員 鈴木委員、中津委員、伊藤委員、渡辺委員、木村委員、上野委員、名倉委員

(2) 事務局 中嶋都市環境部長、大滝都市計画課長、鈴木 GL、小笠原主事補

(3) 傍聴人 0 人

6 議題等関係資料

(1) 資料 1-1（議題 平成 30 年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について）

(2) 資料 1-2（議題 平成 30 年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について）

(3) 資料 1-3（議題 平成 30 年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について）

(4) 資料 1-4（議題 平成 30 年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について）

(5) スライドの写し

7 議事

定刻に至り、事務局（中嶋部長）より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。

出席者が半数（7 名中 7 名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。

傍聴申出はありませんでした。

議題の選考にかかる部分については三浦市情報公開条例第 18 条ただし書の非公開事由に該当するため、非公開とすることを報告しました。

市より撮影許可申出があり、三浦市景観審議会運営要領第 7 条ただし書の規定に基づき、許可しました。

■議題 平成30年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について

【鈴木会長】

議題について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、本日の議題と報告事項についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。皆様、スクリーンをご覧ください。

本日の議題は1点です。

議題「平成30年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について」です。

次に、本日の報告事項は2点です。

報告事項1「三浦市景観重要公共施設の指定に向けた取組み状況について」

報告事項2「その他」

以上が、本日の議題と報告事項となります。

それでは議題「平成30年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について」の説明をいたします。なお、写真コンクールみうら景観賞の選考の概要につきましては、資料1-1を配布しています。改めて、スクリーンをご覧ください。

平成30年度第1回景観審議会において、すでにご承認いただいておりますが、今年度も三浦市観光協会と写真コンクールを協働開催しています。本コンクールにおけるみうら景観賞の選考基準では写真の技術ではなく、景観の観点から特に優れた作品3点を選考し、みうら景観賞として表彰します。今年度については、前審議会の議論を踏まえまして、「三浦市での暮らしや旅の中で出会ったあなたのオススメの風景」と副題を設け募集を行いました。

次に、今年度の選考方法についてご説明いたします。

平成28年度及び平成29年度の「みうら景観賞」の選考につきましては、事務局による予備選考、景観審議会各委員による事前の書類選考、そして、景観審議会の場による最終選考を行い、「みうら景観賞」の選考を行いました。平成30年度は、「みうら景観賞」の選考方法を変更することにいたしました。

それでは、変更いたします平成30年度の「みうら景観賞」の選考方法について、ご説明いたします。

今年度も例年どおり応募作品全てについて、事務局において予備選考を行いました。予備選考を通過したすべての作品について、本審議会による最終選考を行うことといたしました。よって、予備選考と最終選考の間にありました各委員への事前の書類選考を廃止した選考方法となります。

選考方法を変更した趣旨といたしましては、景観とは実際に見た際の印象に伴う感動が非常に重要であると捉え、リアルな実際の写真をご覧くださいの上での第一印象の感動に基づいた選考とするため、事前の書類選考を廃止し、景観審議会当日に選考して頂く選考方法に変更させていただきました。

次に、予備選考から最終選考に至るまでの経過をご説明します。

今年度のみうら観光写真コンクールは74作品の応募がありました。応募作品全てに対し、事務局が予備選考を実施し、13作品を選考から除きました。また、予備選考通過作品のうち、当該写真コンクールで多くの作品を表彰させるため、三浦市観光協会の各賞に選定された15作品を除いた46作品が本審議会にて実施される最終選考対象作品となります。最終選考では、46作品より3作品を「みうら景観賞」として選考して頂きます。なお、最終選考作品の写真及び作品名は資料1-2及び資料1-3を配布しております。

次に、最終選考に入る前に事務局により実施した予備選考基準についてご説明させていただきます。

まず、三浦市内に位置する景観であること。次に、公共の場から容易に眺望することができる景観であること。最後に、テーマに沿った作品であること。テーマにつきましては、「三浦市での暮らしや旅の中で出会ったあなたのオススメの風景」となっております。

次に、今年度の「みうら景観賞」を選考するにあたって、予備選考基準により選考対象外とした具体的な作品をご説明させていただきます。

まず、危険な場所から撮影したものを除外しました。理由としましては、河津桜を陸橋や駅のホームから見下ろした風景（陸橋から見下ろしている人物を映したのものも含む）は、陸橋や駅ホームから見下ろす危険行為を助長する恐れがあると判断したため、公共の場から容易に眺望することができない景観として対象外としています。

次に、被写体が人物主体なものを除外しました。理由としましては、サブテーマはあくまでも風景であり、人物主体の写真は「みうら景観賞」を選考するにあたって、相応しくないと判断し、テーマに沿っていない作品として対象外としています。なお、予備選考の結果、対象外とした作品は13作品です。

スライドでは、本日の選考方法をイメージしたのとなっております。

各委員の皆様方には、隣の部屋の第1会合室にあります最終選考対象作品をご覧ください、その中から副題を含む最も景観的観点が良い作品を5作品選んで資料1-3の回答票に丸を記入していただきます。記入後、回答票を事務局に預けていただき、集計いたします。投票数の多い上位3作品を「みうら景観賞」といたします。なお、1回の選考で3作品が決定できない場合は、各委員が選んでいた中から繰り返して投票していただきます。大変申し訳ありませんが、選考終了後、「みうら景観賞」となりました作品を選考された委員の方には選考理由をお伺いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、選考に先立ちまして、参考に平成27年度から平成29年度までの「みうら景観賞」受賞作品をご紹介します。

資料1-4に作品を掲載しております。選考の際は資料1-4も併せて参考にさせていただければと思います。最初に、平成27年度受賞作品をご紹介します。平成27年度は「後世に残したい三浦らしい景観（みうら景観資産）探し」と題し、こちらの3作品が受賞しました。左から順に、冬の海岸散歩、河津桜を走る電車、そして、畑の先の風景の3作品となっております。

次に、平成28年度受賞作品をご紹介します。

平成28年度は「三浦市から見える美しい風景（三浦市の眺望点探し）」と題し、こちらの3作品が受賞いたしました。左から順に、輝く紺青の海原、三浦のキャベツと宮川公園の風車、そして、諸磯暮色の3作品となっております。

最後に、平成29年度受賞作品をご紹介します。

平成29年度は「三浦市の歴史・伝統を感じる風景」と題し、こちらの3作品が受賞いたしました。左から順に、おんべやき、お練りへ、そして、第三紀層の彼方に、の3作品が受賞いたしました。

以上で、議題「平成30年度みうら観光写真コンクールみうら景観賞の選考について」の説明を終わります。

以降 選考にかかる部分は非公開

【鈴木会長】

「笑顔で見守る」「御宮入り待機中」「いなりっこ。かぶり付き」の3点を景観賞ということでお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは議題1の景観賞の選考についてはここまでとさせていただきます。

議案については以上になりますけど、引き続き、報告事項に移らせていただきたいと思います。

■報告事項1 三浦市景観重要公共施設の指定に向けた取組み状況について

【鈴木会長】

それでは、報告事項1「三浦市景観重要公共施設の指定に向けた取組み状況について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。報告事項1「三浦市景観重要公共施設の指定に向けた取組み状況について」ご報告させていただきます。

平成30年度第1回景観審議会にて、各委員の皆様方に議論していただきました景観重要公共施設の5つの候補を改めてご紹介させていただきます。

- 1 市道310-3号線及び小松ヶ池公園です。
- 2 三浦海岸、三浦海岸沿線道路である国道134号、県道215号及び北下浦漁港（上宮田地区）です。
- 3 金田漁港です。
- 4 間口漁港（江奈地区）です。
- 5 三崎漁港となっております。

現在、以上5つの公共施設を景観重要公共施設の指定に向けて取り組んでおります。前審議会にてご説明していますが、景観重要公共施設へ指定するための流れはスクリーンのとおりとなっております。

現在は、図の赤く着色されています公共施設管理者との事前相談に向け、取り組んでおります。具体的には、平成31年1月末に景観業務を所轄している神奈川県都市整備課へ景観重要公共施設指定に向けて取り組んでいる旨の報告と取り組み方法について事前調整をさせていただきました。また、すでに景観重要公共施設を定めている県内近隣自治体に事前相談に向けた手続きや必要な資料等の情報収集を行っているところです。

県との事前調整において、「景観重要公共施設の協議等に関する事務取扱要領」に基づいた、公共施設管理者との事前相談を実施することが必要であるとのことでした。

景観重要公共施設に向けた正式な事前相談には、スクリーンに表示しております6つの事項の資料が必要であることが分かりました。

本日の審議会では、これら6つの事項に係る資料の作成方法とその内容についてご報告させていただきます。

それでは、「(1)景観重要公共施設の整備に関する事項の原案」及び「(2)景観重要公共施設に関する許可の基準の原案」についてです。それぞれの事項につきましては、関係機関より策定し発行されています各種ガイドラインを参考としてそれぞれの原案を作成することを考えております。

続いて、景観重要公共施設の整備や許可基準の原案に反映する各種ガイドラインの内容です。

一つ目の「カラーバリアフリー色使いのガイドライン」についてご説明いたします。

発行は神奈川県保健福祉部地域保健福祉課です。概要は「色覚障害」のある人に対して多くの情報を分かりやすく、かつ、確実に伝達することを目的としたものとなっています。

今後原案を作成するにあたり、すべての景観公共施設候補を対象として、各公共施設にある案内板の色彩等の基準を設ける際に参考とすることが考えられます。

二つ目の「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」についてご説明いたします。

発行は、国土交通省となっております。概要は、道路の質的向上を図ることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造等に寄与することを目的としたものとなっています。

今後原案を作成するにあたり、景観重要公共施設候補の国道 134 号及び県道 215 号等の道路において歩道照明のデザインや道路占用物件についての色彩等の基準を設ける際に参考とすることが考えられます。

三つ目の「海岸景観形成ガイドライン」についてご説明いたします。

発行は、国土交通省、農林水産省及び水産庁となっております。概要は、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取り組みの方策を示すものとなっております。

今後原案を作成するにあたり、景観重要公共施設候補の三浦海岸等において、転落防止柵等の附属施設のデザイン、主張の少ない人工構造物のデザイン等の基準を設ける際に参考とすることが考えられます。

四つ目の「港湾景観形成ガイドライン」についてご説明いたします。

発行は、国土交通省となっております。概要といたしましては、港湾景観の持つ本来的な特質を踏まえ、今後、港湾における景観形成の積極的な推進に資するべく、その基本的な検討の方向を示すことを目的としたものとなっております。

今後原案を作成するにあたり、景観重要公共施設候補の三崎漁港や金田漁港などの漁港において、眺望阻害とそれに対する景観形成方策の作成時に参考とすることが考えられます。

五つ目の「景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」」についてご説明いたします。

発行は国土交通省となっております。概要といたしましては、良好な都市景観の形成を促進するため、都市整備に関する事業において、良好な景観形成を図る指針となることを目的としたものとなっております。

今後原案を作成するにあたり、景観重要公共施設候補である小松ヶ池公園の都市公園内のサイン類のデザインコントロール作成時に参考とすることが考えられます。

以上の5点のガイドラインを参考にして、今後、各景観重要公共施設の整備・許可に関する事項の原案を作成する考えであります。

次に、景観重要公共施設の指定後、民間事業者等が行う景観重要公共施設の占用許可等の手続きフローの概要は、スクリーンのとおりとなります。

上は県が管理する公共施設、下は市が管理する公共施設となります。

今後新たに景観の占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可

等にあたり景観基準に適合することが必要です。このため、県や市が管理している公共施設の占有許可申請等を行うにあたっては、市の景観所管課が事前に確認し適合判断を受けた上で許可申請が行われることとなります。

次に、「(3) 景観重要公共施設の区域又は区間が明示された図面」です。

現在は、各景観重要公共施設の明確な区域又は区間を明示しておりません。今後、関係機関及び各公共施設管理者と、景観重要公共施設の指定に向けた内容とともに、区域や区間等の調整を図り、各公共施設の詳細図面を作成し明示していくことが考えられます。

次に、「(4) 景観計画の概要」です。

現在は、三浦市景観計画の70ページにて「景観重要公共施設の指定の考え方」と題し、考え方及び指定方針の記載がされています。

景観重要公共施設を指定した場合には、景観計画に新たに位置付ける必要があるため、景観計画の変更案を作成していくことが必要となります。

具体的には「景観重要公共施設の名称」、「景観重要公共施設の位置図」、「景観重要公共施設別の整備に関する事項」、「景観重要公共施設別の占有許可基準」及び「指定理由」の追加記載が考えられます。

次に、「(5) 関係機関等との調整」です。

景観重要公共施設に指定されると「整備に関する事項」及び「占有許可基準」が設けられるため、関係機関などに多大な影響が想定されます。よって、景観重要公共施設の種別に応じて、スクリーンのとおり関係機関との事前説明及び調整が必要となることが考えられます。

最後に「(6) 策定スケジュール」です。

スクリーンの図は景観重要公共施設の指定に係る概ねのスケジュールとなります。

景観重要公共施設を指定する各公共施設管理者との調整は、平成31年度より進めていき、平成32年度より景観法に規定されている手続きを進め、平成33年度より運用開始していくことを考えております。

各景観重要公共施設に係る県や市の公共施設の具体的な指定スケジュールについては、今後作成いたします。

すでに景観重要公共施設を定めている、県内近隣自治体の手続き状況を調査したところ、事前相談開始後、指定までに概ね2年以上を要しているとの結果でした。これらを参考として本指定スケジュールを策定しております。

今後、景観重要公共施設の事前相談に関しては、随時、進捗や内容など景観審議会にて状況報告をしていきます。

以上で、報告事項1「三浦市景観重要公共施設の指定に向けた取組み状況について」の報告を終わります。

【鈴木会長】

はい。ありがとうございました。こちらの報告についてご意見があれば頂きたいと思います。質問でも構いません。

【上野委員】

全く初歩的なことで申し訳ないのですが、前回いろいろと視察させていただいて、例えば公園の一部を整備したり、デザインの基準を整備したりする主体は市になるのですか。極端にいえば良いデザインのものをつけたいかそれが最終目的になるのですか。

【事務局】

指定をするものは市が指定をして、整備自体は施設管理者になってきますので、市の施設であれば、今回の小松ヶ池公園などは市の公園ですので、所管している市土木課と整備に当たってはこういう基準に沿ってやってもらいたいとかそういったことを協議していくということです。

【上野委員】

要するに、市として一番良い状態を作り上げたいから国とか県とか関係者で調整してこういうふうにするということですね。

【事務局】

そうですね。市の公園であれば市と協議をしますし、国道であれば管理者が神奈川県になりますので県と協議をして整備にあたってはこういう基準を設けられませんかということを今後決めていきたいと思えます。

【上野委員】

それで今のスケジュールは二年間くらいで、いろいろ調整していく訳ですよ。そういうのは法律的な問題もあるし、それをやるための予算の問題があるとか、全員の同意がなくてはいけないとか、議会にかけるとかを備えなくていく訳ですか。それが二年くらいかかるということですか。

【事務局】

そうですね。例えば国道であれば神奈川県横須賀土木事務所が管理していますので、今後、県土木とガードレールを設置するときには色を配慮してくださいということなどを提案して県土木に了解をいただかなければいけません。例えば県道に占用物件を設置するとき、占用物件を設置する際の基準はこういう基準で如何かというのを市から提案をして県土木に了解をいただく、そういうのに通常1年から2年程度要し、最終的には景観計画の中に反映させるので、手続き的な部分を期間としてはかかりますということで短くて2年以上は他の市町村でもかかっています。

【上野委員】

そうすると、協議的にはこういうのを法的な問題もありますし、全て国がこういうふうにしなさいと、そういうデザインのものにしなさいとかそういうことではなくて、市として国や県と協議していくということなのですね。だから、法的に三浦市はこうしなさいという強制的なものではないのですね。

【事務局】

そういうことではないですね。

市としてこの地域は海に面しているのもより良くしていきたいので、こういう整備基準を設けたいのですが、どうでしょうかというのを各施設管理者と協議していくということです。

【上野委員】

そういうことですね。要するにプラスに持っていくということですね。

【事務局】

そうですね、はい。

【上野委員】

分かりました。基本的なことですみません。

【中津委員】

ちょっといいですか。例えば、横須賀とかはどのように取り扱っているのですか。そういう情報はあ

るのですか。例えば、国道も繋がっていますが、近隣自治体はそういう指定はどのようにしているのかなど。道を走っていて三浦市でこういうことをやろうとしていて、横須賀市側も同じように繋がっていたほうがいいかなという見方もあると思うのですけど。

【事務局】

国道で言いますと、三浦海岸沿いを候補にあげているのですが、例えば逗子、鎌倉、藤沢というのは、海沿いの国道 134 号を県の土木事務所と協議をし、指定しています。

【中津委員】

それは共同でやっているということですか。

【事務局】

いいえ、それぞれ各市でやっています。

【中津委員】

そうですね。つまり、観点が変わってくるわけですね。ガードレールをどうしようかといっているところもあれば、植栽をどうするかとか歩道をどうしようかとか、そういうところを連携をするような連絡というのはしたほうが観光地として連携をお互いとるような、お互い WINWIN な関係にできればいいのになあと思うのですけど。

【事務局】

近隣自治体の横須賀市について言いますと、横須賀市の場合、134 号は三浦市と接してはいるのですが指定はしていません。横須賀市は馬堀海岸の一直線の道路を指定しています。つまり、各自治体で指定をする施設には若干違いがでてきます。

【中津委員】

そうなのですね。それは点的なものであればいいのですが、点的に隣と繋がっているのであればなんか連携してやったほうがもっと観光客とかもいいかなって気もするのですけどね。

【鈴木会長】

例えば先行していくつかの自治体は国道 134 号を指定しているので、基準についてはそれに多分合わせていくことになるのだというふうには思います。

【事務局】

我々が県土木と協議をする際にはきつと逗子、鎌倉それらでもうすでに決まっているというものが一番基本になってくると思います。

【中津委員】

むしろ県からそういう指導というか足並み揃えるみたいなのはいいのですか。

【事務局】

まだ具体的には協議はしていないので、これからになります。

【鈴木会長】

私が関わっている自治体が取り組むときに、藤沢とかが先行して取り組まれていたので基本的には合わせるような形で協議していったという記憶はあります。

【上野委員】

前回は配布された各市の概要を表した資料をいただきましたが、あの資料で現状の状況が網羅されているという考えですか。

【事務局】

そうですね。前回近隣自治体でも三浦市と同じように海に面している自治体で同じように 134 号だったり、海岸を指定していたような主な事例をこのスライドでご紹介させていただいて、県内の一覧は、個別にまとめて表でお渡しをさせていただいていますのでそういったものを参考にしながら今後、我々は県であったり、市の内部で協議をしていきたいと思っています。

【鈴木会長】

これでいうと多分、海岸側に広告物を設置した場合、占有物件なのでそれをどのような基準で認めていくか。道路の反対側は風致地区でありましたが、指定外しましたよね。外したのでそうすると風致の関係で広告物の規制もやや強かったと思うのですが、それも少し緩和傾向にあると思うので、そういったことをどう考えていくかということがテーマだと思います。

先程の市の道路と市の公園という話がありましたが、市役所は庁内であれば、割り調整が効きますが、県道の場合、国や県が管理しているとなかなか調整が効かないので、この景観重要公共施設という仕組みが出来ました。基本的には基礎自治体にそういった基準についても作らせようという方向性になっています。主に、134 号については県がどう管理していくかという話になるかと思っています。

【伊藤委員】

同じ横須賀土木ですから逗子まではこれをやって三浦市にきたら違うということはありませんよね。

【鈴木会長】

結構、景観重要公共施設に指定してもなかなか県が市の言うことを聞かないというような状況も他の自治体で生じているので、きちっとルールを作っといたほうがいいのかなと。むしろ私が気になるのは 134 号が三浦海岸の区間だけでいいのかというのを皆さんにお伺いしたいのですがどうでしょうか。もしかしたら初声の農地の見える風景を有しているような区間も入れた方が良くはないかと思っています。どこまで効力があるかは分かりませんが、市の道路も岩堂山周辺の道路のような農地の間も風光明媚で景色も良いのでそういったところも入れなくて良いのかというような話も議論してもいいのではないかと思います。

【中津委員】

確かに農地の風景がどんどん変わってきていると思います。新しい電柱が今から立っていたりしています。あとは二十二年問題とかも農地の中では割とありますからその辺を景観がリーダーになってやる。都市計画審議会ではあまりそういったことはやっていないみたいですから。農政のほうも当然そのような景観の意識はないと思いますから農業風景をもう少しどう考えるかというのは景観審議会のほうから他の部局にアプローチしたほうがいいのかなと思います。

【上野委員】

私もその考えと同じですね。初めて来た時に逆に三浦はわりと、今言った農業とか農村地帯に看板が全然無いですよね。あれは逆にすごいことだと思います。普通は郊外に行くと看板などが氾濫していますよね。でも三浦はそれが無いですよね。あれはいい点ですごく大事にしなければいけないと思いますよね。このまえ三浦の保護で、結構有名な方が三浦の魅力は何ですかと聞かれた時に何も荒らされていないのが一番の魅力と言われたのですよ。それは今後どんどん商業主義が入ってくるので、それを今おっしゃったようにどこかが中心となって今の景観を守っていくという強い姿勢が必要かなと思います。逗

子は駐車場とかすごいんですよ。それで駅前なんていうのは本当によく行政がやらないなど。何年前から逗子の駅前を全部再開発して電柱など無くしました。そうしたら今は見違えますよね。電柱がなくなって、本当に景観が素晴らしい。だからそういうのなんかリーダーとなって、やっていかないと荒れていくばかりになると思いますよ。だからそういうのも一市だけではなく、連携してやるとか、だから逗子のイメージは今変わってきました。それとこの話とはずれるのですが、最近だんだん観光化していくと、観光客は良いのだけれども、アイスクリームを食べながら歩くとか今それが問題となっていますよね。なかなか法律的に出来なくて鎌倉はやっと取り締まりましたね。ただ商店街のほうでは一部いいじゃないかというように観光客が来るのだから歩きながら食べてもなかなか調整ができない。だからあそこの小町通りもやっと電柱が無くなってスッキリしたけども、そしたら今度はそういう観光化の問題がでてきた。そして京都のほうも条例が決まったのですよね。だからそういうところをやはり先手でやっていくにはどこかが中心となってやらないといけないという感じがしますよね。ちょっと話がそれて申し訳ないです。

【鈴木会長】

少し区間等についても今後、協議していただきたいと思います。その他いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは県との協議は結構大変ですが頑張ってもらいたいと思います。

■報告事項2 その他

【鈴木会長】

続いては報告事項がもう一つあるということで、報告事項の2をお願いします。

【事務局】

はい。報告事項2「その他」についてご報告させていただきます。

各地域の魅力ある美しいまちなみ等の景観を、より多くの方々に認識していただき、景観行政に対する理解を深めることが重要であるため、関東地方整備局の主催による景観に関する写真とともにその地域を紹介し、魅力を発信することを目的とした「関東の写真展（仮称）」を開催することの旨、神奈川県都市整備課より情報提供を受けました。

具体的には、本年6月以降、5つの国営公園の展示スペースにおいて、フォトコンテスト受賞作品等の景観行政の推進に資する写真を1ヶ月展示するとのことです。

スライドは、展示会場の位置図を表したものです。

本市は、みうら観光写真コンクールを観光協会と協働開催しております。

今後は、三浦市観光協会と調整の上、入賞作品の応募をしていきます。

以上で、報告事項2「その他」の報告を終わります。

【鈴木会長】

はい。ありがとうございます。これは神奈川県内では開催は無いですね。

【事務局】

はい。

【鈴木会長】

わかりました。只今の件何かご質問等がありますでしょうか。

【上野委員】

それに関連して、ちょっと違うと思うのですが、例えば油壺とかあの辺に、市の指定の観光ルートがあるのですが、例えば油壺入り口とかちょっと本当に普通通らないような人が油壺の下をこうやって巡る道とか県指定のハイキングコースになっていますよね。

【事務局】

県が指定しているハイキングコースもあります。

【上野委員】

ありますよね。そういうのを積極的に市がPRをしたり、同じ土俵で取り上げるとかっていうのはされているのですか。あれは県だから県に任せてやっているという。

【事務局】

ちょっと今はっきりとしたことは分かりませんが、観光商工課のほうでパンフレットなどでは海岸線沿いのハイキングコースなど、市だけではなく、県が指定しているコースも紹介はしていると思います。

【上野委員】

そうですね。私もなんかこんなところに県のオススメのコースがあるのかと時々見ます。この写真展とは直接関係ないですね。

【事務局】

はい。今までやっていなかったのですが「関東の写真展」を関東地方整備局が開催するので、そこに作品を展示しませんかというお誘いがあったので三浦市としてもPRをするいい機会なので観光協会様と一緒に進めていきたいと思っています。

【渡辺委員】

この話を事前にお伺いしました。協会も関東周辺にPRする良い機会だと思いますので、ぜひやらせていただきたいというお話を事前しております。なるべく近隣の県から多くの方に三浦市に来ていただくためには写真などを実際にご覧になって、行ってみたいと思われれば一番良いのかなと思いますので、協会としてもぜひ積極的に協力をしていきたいと思っています。

【鈴木会長】

ではよろしいでしょうか。

以上を持ちまして本日の予定は終了いたしました。その他なにかご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは長時間に渡りましてご協力いただきましてありがとうございます。事務局のほうに司会を移りたいと思います。

その後、事務局より閉会を宣言した。